

ID: 230

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 測量成果の複製の承認(公共測量) | | |
| 法令名 根拠条項 | 測量法 第43条 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第188号 | | |
| 【根拠条文】 (測量成果の複製) 第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 231

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 測量成果の使用の承認(公共測量) | | |
| 法令名 根拠条項 | 測量法 第44条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第188号 | | |
| 【根拠条文】 (測量成果の使用) 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 5002

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市計画法 第26条第1項及び第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和43年法律第100号 | | |
| 【根拠条文】 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 5012

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | |
|---|----------------------|
| 処分の概要 | 都市計画施設等の区域内における建築の許可 |
| 法令名 根拠条項 | 都市計画法 第53条第1項 |
| 法令番号 | 昭和43年法律第100号 |
| 【根拠条文】 (建築の許可) 第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1) 政令で定める軽易な行為 (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 (4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの (5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの 2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。 3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。 | |
| 【基準】 根拠条文、法第54条及び第55条の規定による。 (許可の基準) 第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。 (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。 (2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。 (3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。 イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 (許可の基準の特例等) | |

- 第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。
- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
 - 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。
 - 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

| | | | |
|---------------|-----------------|----------------|-------|
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 5014

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|-----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市計画法 第65条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和43年法律第100号 | | |
| 【根拠条文】 (建築等の制限) 第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かななければならない。 3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1818

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 都市計画協力団体の指定 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市計画法 第75条の5第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和43年法律第100号 | | |
| 【根拠条文】 (都市計画協力団体の指定) 第75条の5 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 | | | |
| 【基準】 根拠条文及び第75条の6の規定による。 (都市計画協力団体の業務) 第75条の6 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力をを行うこと。 (2) 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。 (3) 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (4) 都市計画に関する調査研究を行うこと。 (5) 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 31 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 5016

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | |
|---|---|
| 処分の概要 | 風致地区内(面積が10ヘクタール以上)における行為の許可 |
| 法令名称 根拠条項 | 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1項 |
| 法令番号 | 昭和44年政令第317号 |
| 【根拠条文】 (行為の制限) 第3条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事(市の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。 (1) 建築物の建築その他工作物の建設 (2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。) (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積 (8) 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為 | |
| 【基準】 根拠条文及び政令第4条の規定による。 (許可の基準) 第4条 都道府県知事等又は市町村の長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号イ、ロ若しくはハ又は第4号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。 (1) 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。 イ 当該建築物の高さが8メートル以上15メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。 ロ 当該建築物の建ぺい率が10分の2以上10分の4以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。 | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>ハ 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が1メートル以上3メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。</p> <p>ニ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(2) 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。</p> <p>(3) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(4) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。</p> <p>イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上60パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。</p> <p>ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。</p> <p>(1) 宅地の造成等に係る土地の地形に応じ1・5メートル以上5メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土</p> <p>(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採</p> <p>ニ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>(5) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。</p> <p>イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(6) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。</p> <p>(7) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> | | |
|--|---|--|--|

| | | | |
|---------------|-----------------|----------------|-------|
| 標準処理期間 | 16日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 5056

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|-------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 特別緑地保全地区における行為の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市緑地法 第14条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和48年法律第72号 | | |
| 【根拠条文】 (特別緑地保全地区における行為の制限) 第14条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和4年10月1日 |

ID: 217

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | |
|--|---------------------|
| 処分の概要 | 生産緑地地区内の行為の制限に対する許可 |
| 法令名 根拠条項 | 生産緑地法 第8条第1項 |
| 法令番号 | 昭和49年法律第68号 |
| 【根拠条文】 (生産緑地地区内における行為の制限) 第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 (3) 水面の埋立て又は干拓 2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。 (1) 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの イ 農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する施設 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設 (2) 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設 (3) 前2号に掲げるもののほか、政令で定める施設 | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | |
| 標準処理期間 | 30日 |
| 備考 | |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 1764

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | |
|--|---------------------|
| 処分の概要 | 低未利用土地利用促進協定の認可 |
| 法令名称 根拠条項 | 都市再生特別措置法 第80条の3第4項 |
| 法令番号 | 平成14年法律第22号 |
| 【根拠条文】 (低未利用土地利用促進協定の締結等) 第80条の3 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第80条の7第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第80条の8第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあっては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあっては景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。第111条第1項において同じ。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。 (1) 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 (2) 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項 (3) 低未利用土地利用促進協定の有効期間 (4) 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置 2 低未利用土地利用促進協定については、前項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。 3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 (1) 都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に適合するものであること。 (2) 第1項第1号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (低未利用土地利用促進協定の認可) 第80条の4 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 | |

【基準】

根拠条文に同じ。

| | | | |
|--------|-----------------|---------|-----------------|
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 2 年 10 月 1 日 |

ID: 1765

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|-------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 低未利用土地利用促進協定の変更認可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再生特別措置法 第80条の5 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第22号 | | |
| 【根拠条文】 (低未利用土地利用促進協定の変更) 第80条の5 第80条の3第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成29年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |

ID: 32

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|--------------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 造成工場敷地の譲受人の選考の決定 | | |
| 法令名 根拠条項 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 第32条 | | |
| 法令番号 | 昭和39年法律第145号 | | |
| 【根拠条文】 (造成工場敷地の譲受人の選考) 第32条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 33

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 製造工場等の工事概要等に関する計画の承認 | | |
| 法令名 根拠条項 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 第33条 第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和39年法律第145号 | | |
| 【根拠条文】 (製造工場等の建設) 第33条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 34

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 造成工場敷地に係る権利の設定・移転の承認 | | |
| 法令名 根拠条項 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 第34条 第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和39年法律第145号 | | |
| 【根拠条文】 (造成工場敷地に関する権利の処分の制限) 第34条 第26条第2項の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。 (1) 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合 (2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合 (3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 5087

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 景観重要建造物の現状変更の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 景観法 第22条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成16年法律第110号 | | |
| 【根拠条文】 (現状変更の規制) 第22条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和4年10月1日 |

ID: 5090

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|----------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 景観重要樹木の現状変更の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 景観法 第31条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成16年法律第110号 | | |
| 【根拠条文】 (現状変更の規制) 第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和4年10月1日 |

ID: 375

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 景観地区内の建築物計画の認定 | | |
| 法令名 根拠条項 | 景観法 第63条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成16年法律第110号 | | |
| 【根拠条文】 (計画の認定) 第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第62条の規定による。 (建築物の形態意匠の制限) 第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照 | | | |
| 標準処理期間 | 30日以内(法第63条第2項) | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和4年10月1日 |

ID: 376

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 景観法 第77条第3項 | | |
| 法令番号 | 平成16年法律第110号 | | |
| 【根拠条文】 (仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和) 第77条 3 前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後3月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和4年10月1日 |

ID: 1693

担当部署: 都市建設部 都市計画課

| | | | |
|---|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 操作規程の承認及び変更承認 | | |
| 法令名 根拠条項 | 海岸法 第14条の3第1項及び第5項 | | |
| 法令番号 | 昭和31年法律第101号 | | |
| 【根拠条文】 (操作規程) 第14条の3 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者(以下「他の管理者」という。)は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設については、主務省令で定めるところにより、当該操作施設の操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならない。 2 前項の操作規程は、津波、高潮等の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。 3 海岸管理者は、第1項の操作規程を承認しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。 4 第10条第2項に規定する者は、第1項の規定にかかわらず、その管理する操作施設について同項の操作規程を定め、海岸管理者に協議することをもつて足りる。 5 前各項の規定は、第1項の操作規程の変更について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |